

令和7年5月22日(木)
古庄 玄知 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

1問 本法律案においては、どのような判決書等がデータベース化の対象とされるか、また、その理由について、法務当局に問う。

[データベース化の対象について]

○ 本法律案では、令和4年の民事訴訟法等の改正によりデジタル化される民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された

- ・ 電子判決書
- ・ 電子判決書に代えて作成された電子調書(いわゆる電子調書判決)
- ・ 電子決定書

の内容について、指定法人のデータベースに収録される対象としている。

[理由について]

○ このうち、電子判決書とこれに代えて作成された電子調書については、裁判例の横断的分析や機械学習の素材とすることによる活用に資するよう、事案の内容にかかわらず広く収録することを想定している。

○ 他方、電子決定書については、裁判長による期日指定等、定型的なものも多く存在することから、法令の解釈適用について参考となるものに限りて収録することとし、具体的な範囲は今後省令で定めることを予定している。

(参考1) 収録する電子決定書を限定する理由

一般に、決定及び命令は、機動性・迅速性が重視される事項を対象とするものであり、その性質は判決とは大きく異なることから、手続上も、相

当と認める方法により告知をすれば足りるなど、判決とは異なる取扱いがされ、日本国憲法においても「公開」が明記されているものではない。

また、決定及び命令については、裁判長による期日指定等、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子決定書の作成に代えて調書に記録されるものも多く存在し、理由の説示の程度についても明確な基準はなく、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡易迅速な処理を行うという訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法・内容とされているという実情にあると考えられる。

こうした決定及び命令に係る民事裁判情報を一律にデータベースに収録しても、裁判所の判断過程を分析することによる活用が期待できないものが混在することとなり、かえって指定法人が行う加工や管理の事務負担が過度に増加し、ひいては利用料金が過度に増加することが懸念される。

(参考2) 収録する電子決定書の内容

電子決定書に係る民事裁判情報のうち、指定法人のデータベースに収録するものは、法務省令で定めることとしているところ、収録の対象とすべき決定について、民事判決情報データベース化検討会報告書においては、①正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの（判決に対する更正決定等）、②民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの（上告裁判所による上告の却下等）及び③裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

(参考3) 令和5年の法改正によって裁判書が電子化される手続

- 令和5年の法改正によって裁判書が電子化される民事保全手続や非訟事件手続については、
 - ・ 改正法の施行が公布の日（令和5年6月14日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、
 - ・ 記録の閲覧等について民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられている
- など、ニーズや手続の性質等に応じた別途の検討が必要になると考えら

れることから本法律案におけるデータベース化の対象外としている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二～四 （略）

2 （略）